HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	原子力をめぐるドイツの政治過程と政策対話
Author(s)	本田, 宏
Citation	經濟學研究, 63(2), 49-69
Issue Date	2014-01-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54575
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_63(2)_49.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 63−2
北海道大学 2014.1

原子力をめぐるドイツの政治過程と政策対話*

本田　宏

はじめに

周知のように，福島第一原発の大惨事は，原子力をめぐるドイツの政治を急展開させた。アンゲラ・メルケル連邦首相は，原発運転期間の延長方針を撤回し，脱原子力を加速する方針へと転換したが，この転換を正統化するため，「安全な電力供給の倫理的側面に関する委員会」を4月に設置した。日本ではこれまで，エネルギー政策の議論は原子力推進派の工学や経済学の専門家や電力業界の代表，経済産業省の官僚によって主導されてきたため，原子力批判派が論拠とする核廃棄物の問題や低線量被曝，被曝労働といった倫理的・社会的・環境的観点は議題から外されてきた。このため「倫理委員会」という発想への関心が高まるのは当然である。しかしドイツで脱原子力の政策決定を可能にした条件を考えるときには，長期間にわたる政治過程の積み重ねを見る必要がある。「倫理委員会」は，過去40年にわたる原子力をめぐる政治過程の最終段階に位置づけられる。

ヘレーナ・フラムは，西欧8カ国の原子力をめぐる政治過程を観察し，紛争管理のために政府が特別に設置する討議の場を①（政府による一方的な）技術的広報キャンペーン②（政治エリートや専門家中心の）「無効化可能な発言」（voidable voice）アリーナ③（市民社会に参加・討議を求める）対論（contestation）アリーナの3種類に区別している（Flam 1994）。しかしここでは，原子力推進派・反対派の両者の討議の場を保障する場として②と③を一括して政策対話と呼びたい。本稿では政策対話の6つの事例を紹介し，それぞれを具体的な文脈の中に位置づける。重点を置くのは二つの特別調査委員会と，「エネルギー・コンセンサス会議」である。以下の記述は，原子力推進の政治的合意が存在した1974年までの状況に簡単に触れた後，時代をシュミット政権期，コール政権期，およびシュレーダー政権からメルケル政権までの時期の3つに区分する。

Ⅰ．社民・自民政権下の原発紛争の激化（1975年〜1982年）

1．原子力体制構築から原発大量発注へ（1955年〜1974年）

西ドイツでは1950年代後半，K・アデナウアーを首相とするキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）の保守政権下で，原子力の研究開発の体制が急速に整備された（1955年10月の連邦原子力問題省設置や1959年12月の原子力法制定など）。以来，1975年まで原子力について連邦議会ではほとんど議論されなかった。原子力政策は所管省や政府系研究センター，製造企業，電力会社，認可行政庁が中心となって決定していた。1961年には西ドイツ初の発電炉，カール原発が運転を開始した。60年代後半からは電力会社による原発発注が本格化し，

*本稿は，2013年9月17日の日本政治学会（北海学園大学），および9月22日の環境経済政策学会（神戸大学）での発表に基づいている。同時に，平成24−26年度科学研究費補助金・基盤研究C「現代社会運動のアジェンダ」（研究代表者・本田宏）の成果の一つである。

原子力産業も急速に発展した。1969年に設立されたクラフトヴェルクユニオン（KWU）社はやがてジーメンスの完全子会社となり，西ドイツの原発製造を独占した。核燃料成型加工産業の分野では1960年，デグッサ社とライン・ヴェストファーレン電力（RWE）などの出資で，ヌーケム社が，ヘッセン州南部のハーナウに設立された。ヌーケムはジーメンスとともに，多数の関連会社に出資した（本田2012：57-62）。プルトニウム燃料製造企業アルケムはその一つである。

社会民主党（SPD）は，1950年代後半にはドイツ労働総同盟（DGB）とともに，核軍備・核実験反対運動を支援したが，原子力の「平和利用」には期待していた。1969年には，SPDと自由民主党（FDP）の連合政権（ヴィリー・ブラント首相）が発足するが，この政権は，「もっと民主主義を試みよう」をスローガンに掲げ，市民の政治参加を奨励した。しかし同時に，科学技術の発展に基づく「国民経済の近代化」も掲げ，その担い手として原子力に期待しており，1972年には原子力開発の所管省を連邦研究技術省（BMFT）に再編した。1973年9月には，連邦政府初のエネルギー計画が策定された（本田2012：71-72）。

原発の建設に対しては，1960年代末には市民イニシアチヴ（Bürgerinitiative）という新しい組織的な住民運動が登場し，全国各地の都市再開発や大規模開発事業による環境や生活基盤の破壊に反対し始める。こうした住民運動の連合体として，1972年にはBBU（全国環境保護市民イニシアチヴ連盟）が結成された。

2．ヴィール原発敷地占拠と原子力「市民対話」

1974年5月，連邦首相の職は，危機管理に長けた原子力推進派のヘルムート・シュミットに交代した。石油危機の発生を受け，エネルギー計画の第一次改定が1974年10月に発表され，石油の消費削減のため，原子力と天然ガスの利用拡大や国内石炭生産の維持，省エネを掲げた。原発は，1985年までに最大5000万kWの発電設備容量（約五十基相当）を必要とし，発電電力量に占める比率は約40%に上昇すると見込んでいた（本田2012：73）。

独仏スイス国境・ライン川沿いには三国が原発の建設を進めていた。ドイツ側では，南西部のバーデン・ヴュルテンベルク州を大株主とするバーデン電力と，公営のEVS（シュヴァーベン・エネルギー供給株式会社）が原発の建設を計画した。州政府はCDUの単独政権であり，州首相H・フィルビンガー（Hans Fibinger）は住民の抗議運動が共産主義者の扇動だと公言した。村有地売却をめぐるヴィール村の住民投票では原発賛成が過半数を越えた。州政府は1975年1月に原発設置の第一次部分認可と工事の即時執行命令を出した。ドイツでは原発立地手続きが多段階的に行われ，また公益性を根拠に，即時着工命令を認可と同時に発令することが通例だった。認可されたのは樹木の伐採や整地などの準備工事である。

反対運動は周辺自治体で強く，9万人の個人や8自治体が原子力法に基づく異議申し立てを行い，4自治体は行政裁判所にも提訴した。主体はワイン農家などの住民や，フライブルク大学などの学生や研究者であり，国境の外に住むフランス住民からの支援もあった。しかし着工が強行される恐れが高まり，1975年2月，数百人の反対派が予定地を占拠する。州警察はこれを排除したが，住民が排除される様子が全国テレビで放送されると，数日後に2万8000人が現地に押し寄せ，再占拠した。州政府は再排除を断念し，占拠は半年以上に及んだ。反対派は占拠地に木造家屋を立てて「ヴィールの森人民大学」と称する市民講座を開設した。その「市民科学」の試みは，応用生態学研究所（Institut für angewandte Ökologie），いわゆるエコ研究所（Öko-Institut）の設立につながった。これはヴィールの裁判闘争で反対派の弁護人となったデ・ヴィット（Siegfried de Witt）

の支援により，1977 年 11 月にフライブルクで設立された（Nelkin and Pollak 1981）。

その間，1975 年 3 月，フライブルク行政裁判所は，即時執行命令の正当性を否定し，工事中断を命じた（ただし上級審に覆される）。これを受け，L・シュペート（Lothar Späth）州議会 CDU 会派院内幹事の主導で，州政府は反対派と交渉を行う。1975 年 11 月，裁判の判決が出るまで工事を強行しないことを条件に，反対派は自発的に退去した。二年後の 1977 年 3 月，第一次部分認可の取り消し訴訟で同行政裁判所は，建屋の設計に対する安全上の懸念を理由に建設を差し止めた。これは後に上級審に覆されるが，その頃にはすでに原発計画は政治的に実現困難となっていた（本田 2001）。

ヴィール村の敷地占拠は各地の住民運動を刺激し，相互の連携も進んで全国規模の反原発運動が生まれた。特に 1968 年の学生反乱を経験した新中間層の若年世代が多数参入し，反原発運動の力量を拡大した。彼らのバイブルは，反ナチ抵抗運動を経験したジャーナリスト，ロベルト・ユンクのルポ，『原子力帝国』（原著 1977 年）である。このルポは，原子力民生利用が労働者や科学者に対する監視や人権侵害をもたらす可能性を指摘した。反原発デモを通じて他の様々な社会運動もネットワークを形成し，緑の党の基盤にもなった。

ヴィール原発紛争について，連邦研究技術相マットヘーファー（Hans Matthäfer, SPD）は，州政府が住民に抑圧的な対応をとったため，紛争がこじれたと見ていた。彼は原子力に関する政治的多数派の決定は，徹底した情報提供と市民の広範な参加なしには正統性を持たないという見解を持っていた（Abelshauser 2009：344）。そこで彼は，1975 年から 3 年以上にわたり，原子力「市民対話」（Bürgerdialog）と呼ばれる試みを行った。元々は当時の政務次官（1978 年から研究技術相，1991 年にフランクフルト市長）ハウフ（Volker Hauff, SPD）がスウェーデン政府の原子力情報キャンペーンから学んだものだった（Altenburg 2010：62）。具体的なきっかけは，ヴィールの市民イニシアチヴの代表だった元教師，グリュントラー（Hartmut　Gründler）による三週間にわたるハンストである[1)]。彼はハンストを中止する条件として，大臣が対話の要望に応えることを挙げた。この後，BMFT は新聞広告を出し，関係当事者との信頼醸成と情報提供の拡大を約束した。

マットヘーファーは 1975 年 7 月，ヴィールなどの市民イニシアチヴの代表 21 人とボンで会談した。これを皮切りに「原子力市民対話」の総計 12 回の討論会が行われ，個別の側面については 25 回ほどのセミナーが実施された。原子力に関する情報提供と政府の立場の周知徹底，一般市民向けの教養講座や教会，労組，政党，その他の団体における意見形成への支援が目的だった。どの集会でも推進・反対両方の観点が提示され，そこで出た意見は BMFT 発行の小冊子に掲載された（Matthäfer 1977）。BMFT は 1975 年に 75 万マルク，1976 年に 300 万マルク，1977 年に 400 万マルクを費やした。ただし市民運動側は，原発建設を続けようとする政府には批判的だった（Nelkin and Pollak 1981：171-172）。

3．ブロクドルフ原発闘争からゴアレーベン国際評価会議へ

VEBA（合同電力鉱山株式会社，フェーバ）コンツェルン傘下のプロイセン電力の子会社，北西ドイツ発電（NWK）と，ハンブルク電力（HEW）は，ドイツ北部，シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州ブロクドルフに原発建設を計画していた。「ヴィール」の再現を防ごうと，CDU 主導の州政府は秘密裏に第一次部分設置認可を出し，警察は予定地の周囲に濠を掘

1）グリュントラーは「市民対話」には熱心に出席したが，1977 年 11 月，SPD のハンブルク党大会への抗議の意志表示として，焼身自殺している。

り，鉄条網を張り巡らした。これに対し，地元の観光業者や農家を中心に住民運動団体が結成され，ブレーメン大学の専門家やドイツ環境自然保護連盟（BUND）が支援したほか，全国から学生が多数駆けつけた。1976 年 10 月末，デモ隊の一部が予定地の半分を占拠し，警察に高圧放水や催涙ガスで排除される。11 月，約 4 万人のデモがあり，州警察や連邦国境警備隊との衝突で多数の負傷者と逮捕者が出た。1976 年 12 月，シュレースヴィヒ行政裁判所は工事の中断を命じる。三度目の大規模デモが行われた 1977 年 2 月に裁判所は，原子力法で義務づけられた核廃棄物処分が十分検討されていないことを理由に，第一次部分認可の合法性を疑問に付し，当面の工事再開を禁止した。

その間，労組員がブロクドルフ原発反対のデモに参加する一方，電力会社や原子力製造企業の従業員代表委員も推進デモを行い，圧力団体 AKE（従業員代表委員・エネルギー行動会議）を結成した。AKE は 1977 年 11 月，ドルトムントのスタジアムでの原子力推進大集会に労組員を約 4 万人集めた。労組内では原子力をめぐり活発な議論が交わされ，特に州支部や地域支部，青年部で批判論が強まっていく。また労組を支持基盤とする SPD や，SPD の連立相手だった FDP の内部でも，立地地域の支部や青年部が反原発運動の支援に回った。政治エリートの分裂に呼応して世論も多様化し，1970 年代後半から 1980 年代前半まで，原発への賛否は拮抗し続けた。

また上記の 1977 年 2 月のブロクドルフ訴訟判決は，1976 年 8 月の原子力法改正に基づいていた。この法改正により，原発事業者は使用済核燃料の中間貯蔵と再処理に，連邦内務省は最終処分場の整備に責任を負うことになった。これを受け，連邦内務省は，費用負担に消極的な電気事業者に圧力をかけるため，使用済核燃料の処理能力の証明を原発建設認可再開の前提条件とする「処理の抱き合わせ」方針を作成した。この方針は 1976 年 12 月のシュミット首相の所信表明演説にも盛り込まれていた。結果的に，1977 年 7 月から 1982 年 7 月までの間，原発建設認可は皆無となった。

こうした中で 1977 年 12 月に発表されたエネルギー計画第二次改定は，①原発増設目標を抑制し，②新規原発建設や運転開始を許可する条件を国内外の施設での使用済核燃料の中間貯蔵容量の確保や国外での再処理，および「総合処理センター」の建設とした。そこで連邦政府は，大型再処理工場と最終処分場を一カ所に建設する「総合処理センター」計画の具体化を急いだ。その候補地に選定されたのは，ニーダーザクセン州ゴアレーベンの旧岩塩鉱だった。

1977 年 2 月，電力供給企業 12 社がドイツ核燃料再処理有限責任会社（DWK）を設立した。DWK は，同州政府に対し，再処理工場の第一次部分設置認可を申請した。また連邦物理工学技術局（PTB）は 11 月，立地適性を検査するための試掘の許可を州政府に申請した。しかし CDU 所属の州首相アルブレヒト（Ernst Albrecht）は，試掘を強行すれば不測の事態を招きかねないと見て，1978 年 6 月の州議会選挙をやり過ごした後，住民との直接交渉を試みた結果，原子力産業とは独立の国際的な専門家の会議を招集し，総合処理センター計画の評価を委託することに決めた（本田 2012）。

1978 年 4 月，州政府はオーストリアの物理学者で行政官でもあるヒルシュ（Helmut Hirsch）をゴアレーベン国際評価会議のコーディネーターに任命した。オーストリア政府の原子力情報キャンペーンの責任者としての経験と，外国人という立場から，中立的運営が期待された。彼は市民団体からの助言に基づき，専門家のパネルを組織した。最終的に，米国の「ソフト・エネルギー」専門家エイモリー・ロビンズを含む反対派 25 名（うちドイツ人 5 名），推進・中間派 37 名の専門家が会議に参加した（Hatzfeldt *et al*. 1988）。

国際評価会議は，1978 年 9 月に州都ハノーファーで初会合が持たれた。ただし議題は総合

処理センターの安全性の問題に限定された。会議の締めくくりは1979年3月28日から6日間にわたって開かれたシンポジウムである。原発推進派で知られる物理学者のヴァイツゼッカー（Carl Friedrich von Weizsäcker）が議長を務めた。

その間，3月14日に試掘作業が開始され，抗議行動を呼び起こした。3月末，米国のスリーマイル島原発事故が発生する中，農民が運転する350台のトラクターによるデモが州都ハノーファーに到着し，当時としては西ドイツ史上最大の十万人が参加する反原発集会が開かれた。1979年5月，ついにアルブレヒトは全国テレビ中継された記者会見の中で，総合処理センター構想について「これだけ大きな論争が起きているので，（政治的に）実行可能ではない」と述べた（本田2012）。州政府に拒否され，連邦首相シュミットは，操業・建設・計画中の原発を抱える8州の首相と協議し，1980年3月，再処理と廃棄物処理に関する新しい基本原則に合意し，ゴアレーベンを核廃棄物の最終処分場や中間貯蔵場の予定地とするが，別の場所に小規模の再処理工場を建設する方向に転換したのである。

他方で第二次石油危機の発生を受けて，原発工事再開の機運も強まった。1979年12月，シュレースヴィヒ行政裁判所が工事再開を認め，1981年2月には州政府が第二次部分設置認可を出した。また1980年10月の連邦議会選挙を乗り切った連邦政府は，同年11月，原発建設の許認可手続きを簡略化する方針を発表した。連邦内務省は1982年2月，同じ規格という理由で新規の原発3基を一括認可した。しかし原発推進に与党内の合意はなく，政権崩壊の重要な要因の一つとなる。

4．高速増殖炉問題と連邦議会特別調査委員会

（1）高速増殖炉をめぐる政治過程

連邦政府は再処理で抽出したプルトニウムを燃料に使う高速増殖炉の実現も目指しており，1973年にはオランダ国境に近いカルカーで原型炉SNR 300の建設に着手したが，工事は遅れ，建設費用がかさんでいた。国境を越えて反対運動が拡大し，1977年9月のデモには5万人が参加した。また同年2月，前年まで高速増殖炉の開発会社，インターアトム（ジーメンス系）の事務局長としてカルカーの事業を担当していた科学者のトラウベ（Klaus　Traube）が，テロリストと接触した疑いをかけられ，憲法擁護庁から盗聴されていたことが明るみに出た。原子力開発に伴う警察国家化の危険が議員の間でも反響を呼ぶようになった（Altenburg 2010：84-85）。

連邦研究技術相マットヘーファーは「市民対話」の一環として1977年5月19日にボンでSNR 300に関する専門家会合を開いた。その際，市民イニシアチヴが5名，研究技術省が5名の専門家を推薦した。また連邦議会議員としてはSPDからユーバーホルスト（Reinhard Ueberhorst）が，CDUからも1名が出席した（Altenburg 2010：83）。

1977年11月のハンブルクでのSPD党大会は，SNR 300の運転許可や，高速増殖炉の商業化全般の是非を最終決定する前に，連邦議会の採決にかけるべきだという決議を採択した。翌年9月，SPDの連邦議会会派の研究技術部会は専門家と議員各7名から成る特別調査委員会の設置を提案した。

FDP内では1976年末のフランクフルト党大会において，エネルギー問題をめぐる論争が始まっていた。1977年6月にはFDPの中央委員会が党指導部の意向に反して，原発新設の三年間凍結を求める決議を行った。これに対し，11月の党大会は，原発の新設は「残余エネルギー需要をまかなう」ため，他の全ての可能性が尽くされた後に認める決議を採択した。SPDとFDPの青年組織はもっと急進的であり，全原発の即時閉鎖や，原子力技術の輸出の放棄も要求した（Altenburg 2010：86-87）。

1978年6月から，連邦と同様にSPDとFDP

が連立を組んでいたノルトライン・ヴェストファーレン州政府はSNR 300の第三次部分設置認可の発令を先延ばしていた。州は，高速増殖炉の建設を連邦政府が命じることができるのか，それとも議会の決議を必要とするのかについて，憲法判断を仰いだが，カールスルーエの憲法裁判所は1978年12月8日，連邦議会の決議を不要と判断した。しかし州の消極姿勢は変わらなかった。特にFDP所属のリーマー（Horst-Ludwig　Riemer）経済相とヒルシュ（Burkhard　Hirsch）内務相が抵抗していた。FDPは，ハンブルクとニーダーザクセンの州議会選挙で緑の党に票を奪われ，全議席と州与党の地位を失っており，同様の事態の再現を恐れたからである。

1978年11月，オーストリアのツヴェンテンドルフ原発をめぐる国民投票は，完成した原発の運転開始が過半数ぎりぎり（50.47%）で覆されうることを印象づけた（Altenburg 2010：88-90）。同じ11月のマインツでのFDP党大会は，高速増殖炉技術の商業利用を拒否したほか，この技術を評価するため，当初は消極的だった特別調査委員会設置を要求する決議を採択した（本田2012）。

CDU/CSUは特別調査委員会を時間稼ぎと見ていたが，連立与党に対して交渉力を強める思惑から，独自の設置案を出した。連邦議会での12月14日の採決においては，SNR 300の第三次部分設置認可の発令を連邦政府が州政府に指令するよう求める野党の動議が否決された。続いてSNR 300の建設と高速増殖炉技術の研究は続行しつつも，運転開始については議会での採決まで保留することが与党の多数の賛成とFDPの高速増殖炉反対派議員6人の棄権により，承認された。運転開始に関する決定の前提として，高速増殖炉問題を中心に原子力政策全般を検討する特別調査委員会を設置する件に関する決議案は，一本化と内容の詰めのため研究技術委員会に委ねられた。研究技術委員会の決議案は1979年3月29日，連邦議会で承認された（Altenburg 2010：90-91，95-98）。こうして5月9日，「将来の原子力政策」特別調査委員会が開始された。

（2）連邦議会特別調査委員会の制度

それまで連邦議会には，不祥事の調査委員会しか設置されていなかったが，1969年の連邦議会改革により，学術諮問機関としての特別調査委員会の設置が可能になった。その役割は「包括的で重要な問題群についての意思決定の準備」（連邦議会運営規則79条1項）と定義された（1980年6月25日に連邦議会で決定された運営規則改正後は56条）。議員の25%以上が設置を求める場合，連邦議会は設置に応じなくてはならないので，この機関は議会内少数派（野党とは限らない）の権利の表現とされるが，ほとんどの場合，多数派の同意を得て設置されている。また何が「包括的で重要な問題群」か，さらに委員会がその任務の遂行のため行使できる権限や構成員の数は明確ではなく，委員会ごとに異なる。

特別調査委員会が招聘できる外部専門家は科学者ではあるが，同時に特定の利益集団の代表者でもありえる。常任委員会とは異なり，外部専門家は連邦議会議員と同格の資格で活動する。どの会派からも1名以上の議員を委員に選ぶことが規定され，それ以外は議員と専門家の数は会派間の交渉次第であり，通常は会派の勢力に応じて決まる。各党は自己の立場に近い専門家を推薦する。審議期間は議会の当該選出期間に限定され，その終わりに報告書が提出される。議長は一人の議員が務め，不偏不党が求められる。連邦議会管理局が特別に設置を認めた秘書課が議長を補佐し，科学者を秘書課の補助員として任命できる。特別調査委員会は通常，非公開だが，連邦や州，および省庁の代表者が出席権を持つ。

特別調査委員会は二者択一の決定が目的ではない。多数派のみが支持した報告書は，特別調査委員会に少数派が参加する意欲を失わせるのみならず，専門家に政治的見解を求めることに

なるからである。特別調査委員会の報告書は連邦議会に提出される。常任委員会がそれを検討し，連邦議会に勧告を行う。報告書や中間報告書は広報課が編集したZur Sacheシリーズの一巻として刊行される。外部から参考人を呼ぶ意見聴取も行われ，その一部は公開で行われる。

特別調査委員会は，連邦議会運営規則のみを根拠とするため，委員会の権限に関する法的裏付けが弱いという問題があった。運営規則の効力は議員のみを拘束するので，外部の関係者に対する情報提供の要請は，自発的協力に頼らざるを得ない。第二次特別調査委員会は省庁や大研究所の協力が十分得られなかった（Altenburg 2010：71，74-80）。

（3）「将来の原子力政策」特別調査委員会

今回の特別調査委員会の任務は「将来の意思決定の可能な選択肢と必要事項をエコロジー的，経済的，社会的，および安全性の観点から，国内的にも国際的にも」検討することと規定された。具体的には1980年5月31日までに5つの課題に取り組むこととされた。①原子力の受容のための規準・尺度を作成し，また世界的なエネルギー需要を長期的にまかなう観点から，他のエネルギー源の可能性とリスクを比較すること。②核燃料サイクルの選択肢と必要性を国際核燃料サイクル評価会議（INFCE）の中間結果や結論を踏まえて示すこと。③高速増殖炉，特にSNR 300の運転開始の可能性について連邦議会の将来の決定に向けて勧告すること。④エネルギー技術が社会生活に及ぼしうる影響を明らかにし，悪影響防止のための提案をすること。⑤将来原子力を放棄する可能性と帰結の評価。これら5つの課題は7つの作業領域に分けて，別々の作業部会で討議された（Zur Sache 1/80：10-16）。

特別調査委員会の構成は，議員については会派や州のバランスの他，連邦議会の全常任委員会の委員が入るよう配慮された。一人を除く議員全員が研究技術委員会に所属し，内務と経済の委員会からは複数の委員が入った。専門家については，単なる各会派の利益代表になることを避けるため，推進・反対両派の専門家を与野党全会派が共同推薦名簿に基づいて一括承認する形をとった。委員構成は以下の通りである（Altenburg 2010：108-118）。

議長に選ばれたユーバーホルストは特別調査委員会の推進役だった。1976年に連邦議会議員になり，1979年当時31歳だった。彼はシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州の町，クヴィックボルン（Quickborn）のコンサルタント会社，メタプランで働いた経験を持っていた。この会社は企業の組織問題や集団コミュニケーションを専門とし，特別な対話法を開発していた。彼はまたSPDの実力者，ヴェーナー（Herbert Wehner）連邦議会SPD院内総務の後押しも受けていた。この経験が特別調査委員会での仕事に反映された。SPDの2番手，ハラルド・B・シェーファー（Harald B. Schäfer）は元教師で，原子力批判の態度が強いバーデン・ヴュルテンベルク州SPDの後押しを受けており，連邦議会内務委員会に所属していた。SPDの3人目の委員，ロイシェンバッハ（Peter W. Reuschenbach）は鉱山エネルギー産業労組（IGBE）と密接な関係を持っており，連邦議会では経済委員会副委員長を務め，連邦政府のエネルギー政策を支持していた。

FDPを代表したレアマン（Karl-Hans Laermann）は，ヴッパータール大学の建築統計学教授で，連邦議会研究技術委員会の副委員長でもあった。

特別調査委員会の副議長に選ばれたCDUのシュターフェンハーゲン（Lutz Stavenhagen）は，テュービンゲン大学で1968年に経営学・国民経済学を学んだ。同じくCDUのゲアシュタイン（Ludwig Gerstein）は，1978年までドルトムントの鉱山監督で，石炭産業とノルトライン・ヴェストファーレン州の利害の代表とみられていた。またCSU所属の法学者，ゲアラッハ（Paul Gerlach）は特別調査委員会

の 22 回の会議のうち 8 回は全く出席しなかった。

次に，専門家委員の構成である。「将来の原子力政策」特別調査委員会は，既成の研究機関の科学者と並んで，社会運動から登場してきた対抗専門家も招聘した点が画期的だった。代表格はフライブルクの「エコ研究所」の創設者の一人，アルトナー（Günter Altner）だった。専門家として招聘された。彼は元々人間生物学や福音派神学の教授であり，SPD の党員でもあったが，ヴィールの農民たちが事故の発生確率に納得せず，被害の規模について聞きたがったことを経験し，原子力に疑問を抱くようになった。エコ研究所は，特別調査委員会でも意見を陳述したボッセルの主導で省エネ技術の徹底利用に基づく脱原子力シナリオを作成し，1980 年に一般向けに刊行した（Bossel *et al*. 1980）。その知見は特別調査委員会の第四シナリオに盛り込まれた。

原子力に懐疑的な側の安全性に関する専門家はエーレンシュタイン（Dieter von Ehrenstein）だった。彼は米国のアルゴンヌ国立実験所で物理学者として活動し，1972 年から新設のブレーメン大学で実験物理学を教えるようになった。また自然哲学者マイヤー＝アビッヒ（Klaus Michael Mayer-Abich）は，ヴァイツゼッカーの学徒だったが，エッセン大学で環境・社会・エネルギー部会（AUGE）を設立し，エネルギー・シナリオを作成した。以上の 3 名が原子力批判派の専門家委員である。

原子力推進派も 3 名である。ビルクホーファー（Adolf Birkhofer）は原子炉の安全性の専門家である。1977 年，ミュンヒェン工科大学の原子炉規制・施設安全性の実験室とケルン原子炉安全性研究所を統合して施設・原子炉安全協会（GRS）を設立し，2001 年まで会長を務めた。連邦内務省の諮問機関，原子炉安全委員会の委員も務めたほか，BMFT が委託した確立論的安全解析，「ドイツ原子力発電所リスク研究」（1980 年）を指揮した。またヘーフェレ（Wolf Häfele）は 1960 年から 1972 年まで高速増殖炉開発を指揮し，「高速増殖炉の父」と呼ばれていた。やはりヴァイツゼッカーの下で理論物理学の博士号をとった。オーストリアのラクセンブルク（Laxenburg）の国際応用システム解析研究所（IIASA）で様々なエネルギー・シナリオを体系的に調査し，1980 年にユーリッヒ原子力研究所所長になった。さらにクニツィア（Klaus Knizia）は 1975 年から 1992 年まで，ドルトムントに本社を置く合同ヴェストファーレン電力（VEW）の社長を務めた。VEW は 2000 年に RWE と合併している。VEW が建設していたハム・ユントロップのトリウム高温ガス炉（THTR）は，原子炉の熱を石炭精製にも利用することを狙いとしていた。

中間派は 2 人である。プファイファー（Alois Pfeiffer）は 1975 年から DGB の連邦執行部で経済政策を担当していた。また省エネルギーの専門家，ヘルムート・シェーファー（Helmut Schaefer）は福音派の牧師の家庭出身で，カールスルーエ大学で電気工学を学び，1969 年にミュンヒェン大学にエネルギー経済学と発電所工学の講座を設けた。

（4）特別調査委員会の経過と結論

特別調査委員会は 1980 年 6 月 27 日に報告書を提出する[2)]。2030 年までの 50 年にわたる 4 つのエネルギー・シナリオ（経路 Pfad）を併記し，いずれも経済的・技術的に可能であると全委員が同意したことは画期的だった。最終的にどのシナリオを選択するにしても，1980 年代のうちは省エネルギーの強化と再生可能エネルギーの開発を行い，増殖炉の技術開発は継続すること，「エネルギー・システムの 4 つの評価基準」（経済性，国際適合性，環境適合性，および社会的適合性）にも合意した。

さらに委員会の多数派（与党議員と専門家委

2）Deutscher Bundestag, Bericht der Enquete-Kommission “Zukünftige Kernenergie-Politik”, BT-Drucksache 8/4341, 27. 06. 1980 (PDF).

員全員，計 12 名）は，原子力の長期利用について賛否を表明せず，1990 年以降に上記の 4 基準に基づき，4 つのエネルギー・シナリオの中から 1 つを選ぶこととした。その際，1980 年代のうちは商業用再処理と高速増殖炉の運転を行わない「原子力利用第一段階」とし，この期間は軽水炉の増設も可能だが，そのことが省エネルギーの真剣な実施や再生可能エネルギーの開発を妨げてはならないとした。高速増殖炉の是非にも判断を保留したが，さらなる研究の実施を勧告した。具体的には第一に，冷却水と緊急停止システムの喪失によって高速増殖炉が制御不能な出力と温度の上昇に陥り，炉心溶融と大量の放射能を放出する「ベーテ・タイト事故」（Bethe-Tait-Störfall）になる場合を想定した，原子炉のエネルギー放出への上限設定に関する文献調査が奨励された。第二に，SNR 300 が近代的な加圧水型軽水炉に匹敵する安全技術を持っているかどうかについて，「リスク志向研究」を行うべきとされ，その際，推進派と批判派の両方の科学者による「並行研究」が勧告された。第三に，再処理実証施設の規模に関する調査である（Zur Sache 1/80：23, 194-195）。

ただしこれらの妥協点に CDU/CSU の 3 人の議員は同意せず，少数意見を出した。エネルギー供給源の構成は市場に委ね，原発は 1990 年まで年 2 基新設すべきと主張した。3 議員は専門家委員のビルクホーファーやクニツィアおよびヘルムート・シェーファーとともに，高速増殖炉の研究に反対派を入れることにも否定的だった（Altenburg 2010：39-44；Zur Sache 2/80：199）。

4 つのシナリオのうち，経路 1 は，これまでの経済成長が 2000 年まで継続し，その後低下することや，経済構造の中程度の変化を前提とし，省エネルギーも志向する。2000 年まで年 2 基，それ以降は約 4 基の原発新設や，高速増殖炉と再処理工場の稼働（すなわち原子力利用第二段階）を見込む。経路 2 は，化石燃料の調達に問題が生じ，省エネルギーが一層必要となるが，サービス産業化の進展や，経済成長率やエネルギー需要，および原発増設ペースの相対的低下を前提とする。経路 3 は，経路 2 と同様の経済成長率や，省エネルギー措置の強化，産業構造の転換を前提とし，2000 年以降の原子力廃止を見込む。経路 4 は非常に強い省エネルギー措置をとり，再生可能エネルギーを急速かつ徹底的に利用し，石炭と熱電併給の利用を強化し，原子力の利用は放棄する。経済成長率は経路 2・3 と同様だが，経済構造の変化はさらに大きい。エネルギー問題は需要サイドで解決する。

議員も専門家も個別のシナリオについて自己の意見を表明した。経路 1 は CDU/CSU の議員たちとクニツィアが傾倒した。経路 2 はレアマンとヘルムート・シェーファー，ビルクホーファーが好んだ。経路 3 はハラルド・B・シェーファーやユーバーホルスト，マイヤー＝アビッヒが推した。プファイファーとロイシェンバッハは経路 2 と経路 3 の混合を好んだ。経路 4 はアルトナーとエーレンシュタインが好んだ（Altenburg 2010：185-186）。

一般的に，専門家中心の政策対話は，上述のフラムが「無効化可能な発言アリーナ」と呼ぶように，その勧告が政府から無視される危険性は否めない。そのほかにも①専門的な論点に限定され，法律的・科学的用語で表現できない論点は議題から外され，素人の参加は排除される。②長期間に及ぶ公聴会は反対運動を消耗させ，メディアや市民の関心を低下させる。③議長の采配に左右されるといった弱点を有する。

しかし第一次特別調査委員会は以下の点が評価できる。第一に，議長がモデレーターとしての特別な資質を持ち，原子力への賛否や党派を越えた合意形成を重視した。議長は専門家の招聘に際して全政党共同推薦の形をとったほか，委員会の運営においても決定的な文書は推進派と批判派の専門家の共同で作成させた。また議題を経済合理性や技術的効率性に限定せず，全ての選択肢を公平に検討した。終盤で CDU/

CSU 議員が少数派の立場を強調し始めたため（会派議長ヘルムート・コールや，CDU 主導の州政府からの圧力を受けていた），全会一致の勧告にはならなかったものの，妥協の中心部分は連邦与党の議員のみならず，全ての専門家委員の賛成を得た（Altenburg 2010：214-216）。また委員会は作業手続きと時間的規準に関して自身の権限で決めることができた。

第二に，当時すでに反原発運動が大きな動員力を持っており，独自の対抗専門家と研究所も確保していたため，科学的な議論の枠組みは反原発派に不利に働かなかった。エコ研究所のシナリオも含め，脱原子力の選択肢は科学的かつ公的に裏付けられ，労組や SPD に態度の転換を促した（Flam 1994：332-335，350）。第一次委員会の報告書はエネルギー政策の原則的な考察に基づいていたため，その後のエネルギー政策論議でも再三引用されることになる（Altenburg 2010：274）。

(5) 特別調査委員会の勧告の具体化

特別調査委員会の報告書は，提出の翌週の 1980 年 7 月 3 日，連邦議会の審議にかけられた後，連邦議会選挙のため，一旦夏休みに入った。選挙後の政権継続にあたって，連邦首相シュミットが「将来への勇気」と題した 1980 年 10 月 31 日の所信表明演説は，特別調査委員会の中間報告に言及し，委員会の続行を確約したものの，「ソフト・エネルギー」振興と並んで原子力の限定的拡大を主張したため，原子力を不可欠とは結論づけなかった報告書とのズレを露呈させた。同様に，1981 年 11 月に発表されたエネルギー計画第三次改定は，特別調査委員会で提案された省エネルギー措置を盛り込んではいたものの，原子力推進の復活が目についた（Altenburg 2010：218，226）。

1981 年 1 月 30 日，報告書は与野党共同動議により，連邦議会から常任委員会へ付託され，2 月 11 日から 11 月末まで審議された。9 つの常認委員会が審議し，うち 7 つが意見を表明した。その上で主管の研究技術委員会は 1981 年 12 月 10 日，連邦議会に対する勧告を起草した（Altenburg 2010：219-220）。その間，1981 年 5 月 26 日には，第二次特別調査委員会の設置を求める与党の動議が，CDU/CSU の消極姿勢を押し切り，連邦議会で可決された。

5．第二次特別調査委員会

(1) 任務と構成

第二次特別調査委員会は，幾つかの困難な条件の下に置かれた。第一に，増殖炉の運転開始に対する勧告（作業領域Ⅰ）の優先的検討を求められたことである。他の任務には，軽水炉の後継型や核燃料サイクルの代替路線の検討（作業領域Ⅱ）や，エネルギー・シナリオの国民経済上の影響に関する予測の精査（作業領域Ⅲ），世界規模のエネルギー供給（特に発展途上国）に対する原子力の効用とリスクの検討，核拡散防止の提言（作業領域Ⅳ），放射線被曝のリスクのような原子力民生利用における論争点の検討（作業領域Ⅴ）があったが，後回しにされた（Altenburg 2010：237）。例えば 4 シナリオの国民経済的計算が行われ，増殖炉の安全性の問題が経済的費用便益と比較衡量されていたなら，評価は別の結果になったかもしれない。また増殖炉の運転開始に対する二者択一の決定は本来，特別調査委員会のテーマであってはならず，最終的に議会が責任を負うべき事項だった（Altenburg 2010：271-272）。

第二次委員会が直面した第二の困難は，増殖炉の安全性に関する「並行研究」の難航である。第一次委員会の勧告に基づき，「ベーテ・タイト事故」における出力の最大変動に関する文献調査が連邦研究技術省（BMFT）からカールスルーエ原子力センターに委託されたほか，SNR 300 とビブリス B 級軽水炉の安全性を比較する「リスク志向研究」が推進・反対両方の科学者によって並行して調査されることになった。後者の研究を BMFT から主務者として委託されたビルクホーファーは，配下の GRS（施設・原子炉安全協会）のチームとともに原

子力推進派側の鑑定書を作成することになった。これに対し，原子力批判派側の鑑定はビルクホーファーからの下請けの形で委託され，マックス・プランク研究所のJ・ベネッケ（Jochen Benecke）が「高速増殖炉研究グループ」（FGSB）を新たに立ち上げる必要があり，ベネッケの指導力にも問題があった。両研究グループ間には明らかな資源の格差があり，批判派の研究は難航する（Altenburg 2010：237, 250-251）。

第三に，増殖炉の運転開始に関する勧告の期限が短く設定されたことも，委員会に決定への強い圧力をかけることになった。与党は1982年7月31日までと見込んでいたが（1981年5月25日のSPDとFDP両会派の設置動議），結局延長されねばならなかった（Altenburg 2010：238）。連邦議会選挙後の1980年11月6日，ハウフからA・フォン・ビューロー（Andreas von Bülow）に大臣が交代したため，特別調査委員会に対するBMFTの態度は変化した。前任者とは異なり，財政の逼迫のため，劇的に増大する高速増殖炉の建設費用の負担を電力業界にも義務付けようと考えており，そのためには運転開始の留保を撤廃する必要があった。従って彼はSNR 300に対する特別調査委員会の肯定的な勧告が速やかに出されることを望んでいた。また連邦首相周辺は，NATOの核ミサイル配備や原子力，および予算をめぐる与党内の対立に直面していたため，運転開始の留保を速やかに撤廃し，統治能力を証明したいと考えていた（Altenburg 2010：240）。

第四に，委員構成も問題をはらんでいた。SPDは今回も議長職だけは確保した。しかしユーバーホルストは連邦議会議員として再選された後，1981年6月11日に議員を辞職し，ベルリン州政府保健環境保護相に転じており，さらに同州の政権交代に伴って下野し，1985年まで同州議会議員に留まった。彼の退場は特別調査委員会にとって打撃となった。彼は若く，明確な反原発派とは見られておらず，原子力の推進・反対両派の信頼を得ており，委員間の不協和音を個人的な会話や交渉によって目立たない形で処理していた。

結局，第二次特別調査委員会の議長にはハラルド・B・シェーファーが就いたが，彼は反原発色が強いと見られたため，CDU/CSU議員との摩擦が目立った。SPDからはロイシェンバッハも委員に留任した。SPDの3人目の議員にはヘッセン州出身のキューブラー（Klaus Kübler）が選ばれた。彼は原子力推進派ではあったが法律家で放射線問題にもかかわっていた。FDPからはレアマンが留任した。また野党はシュターフェンハーゲンとゲアシュタインが留任したが，第一次委員会への出席率が悪かったゲアラッハは退任し，代わりにCSUからクラウス（Rudolf Kraus）が選ばれた。彼は建設業界出身で石油業界ともつながりがあり，連邦議会の経済委員会に属していた（Altenburg 2010：242）。

また与党会派は継続性を理由に前回と同じ専門家を維持し，かつ共同名簿を主張したが，CDU/CSUは共同名簿に反対し，他の政党との了解なしに専門家を推薦した。さらに専門家委員の総数は1人増えて9人となった。その理由は，第一次委員会でのヘーフェレの妥協的行動にCDU/CSUが不満を持ち，推薦しなかったが，今度はSPDが第一次特別調査委員会での妥協に貢献した彼とマイヤー＝アビッヒの協力を重視し，彼を推薦したからである。しかしこれで9人の専門家のうち原子力推進派が多数派（5人）となったほか，高速増殖炉の運転開始の是非を判断する任務において，増殖炉開発の責任者だったヘーフェレの存在は大きな影響を及ぼした（Altenburg 2010：272-273）。

SPDとFDPはマイヤー＝アビッヒ，アルトナー，プファイファー，エーレンシュタイン，ヘーフェレを留任させた（Altenburg 2010：243-244）。またCDU/CSUは，「明確な原子力推進派」を基準に，留任するビルクホーファーに加えて3人の専門家を選んだ。まずシュナイダー

（Hans K. Schneider）はケルン大学のエネルギー経済研究所の事務局長だった。ミヒャエリス（Hans Michaelis）は1969年からケルン大学名誉教授としてエネルギー政策・原子力開発の講義を担当していた。シュトル（Wolfgang Stoll）はカナダや米国で核燃料，特にプルトニウム燃料の技術を学び，1963年のアルケム有限会社の設立以来，技術局長を務めていた。アルケム社は高速増殖炉の炉心の製造も引き受けていた。

（2）第二次特別調査委員会における論争

1981年9月から12月までは，作業領域ⅡからⅤまでに関する意見聴取や審議が行われた。1982年1月から7月までは，作業領域Ⅰの基礎となる並行研究をめぐる対立が，原子力への賛否に沿って明確化した。批判派の研究チーム（FGSB）によるリスク研究は遅れ，1982年4月27日，当初の期限の7月31日から9月23日までの期限の延長が決まった。遅れの一因は，情報の流れの停滞にあった。FGSBはBMFTやGRS研究グループが意図的に資料を出し惜しみしていると非難した。背景には，産業のノウハウに関わる機微資料だった面と同時に，批判派の科学者と増殖炉開発企業や推進派の科学者との間の信頼の欠如があった。両グループの研究の統合が困難視されるにつれ，特別調査委員会は並行研究の内容を意見聴取の形で直接審議するようになり，並行研究を何とか完結に導いた。しかし，これによって他の作業領域の審議ができなくなり，また両グループ間の対立が緩和されずに特別調査委員会に持ち込まれた（Altenburg 2010：254-256）。

1982年9月6日，FGSBの成果報告書とGRSの最終報告書が特別調査委員会に送付された。特別調査委員会は，2つの対立する鑑定書に基づき，SNR 300の運転開始の可能性に関する勧告を含む「中間報告書」を作成し，1982年9月27日，連邦議会に提出した[3)]。

GRSの研究成果はSNR 300が軽水炉よりも様々な点で「本質的に安全」と結論づけていた。しかしGRSの成果に依拠していたはずの多数派の勧告は，SNR 300のリスクが「運転中の軽水炉と同じ幅にある」と位置づけ，第一次委員会の規準に照らして運転開始に政治的責任を負えると結論づけた。多数派はその根拠として付属資料を添付し，FGSB研究への不信（方法，データ，解釈）を表明した。その一方で多数派は，公的に論争の的となった建設費用の劇的な増加については，特別調査委員会の任務外として判断しなかった。採決においては，ヘーフェレとレアマンがCDU/CSU主導の多数派に同調した。政治判断については，DGBのプファイファーも勧告を支持した（Altenburg 2010：258-260）。

少数派もFGSB鑑定書に部分的にしか依拠しておらず，長期間の建設期間や膨大な費用，技術革新効果の乏しさなど，国民経済上の考慮を運転開始反対の究極的な根拠とした。少数派も相手側の研究方法を批判し，事故時に放出されるエネルギーが規定量を超過する確率について，増殖炉開発に従事する専門家にアンケート調査をしたGRS研究の方法に疑問を呈した（Altenburg 2010：260-261）。少数派と多数派の唯一の一致点は，SNR 300に除去すべき弱点が6つあることであり，この点は研究技術委員会の勧告に盛り込まれた。

特別調査委員会の「中間報告書」は1982年9月30日に初めて連邦議会本会議で討議された。このときNATOの核ミサイル配備や連邦予算および原子力をめぐって連立与党内は紛糾しており，すでにFDPの閣僚たちは内閣を離脱していた。特別調査委員会の勧告は研究技術委員会を主管に，内務委員会と経済委員会には

3）BT-Drs. 9/2001, Zwischenbericht der Empfehlungen der Enquete-Kommission “Zukünftige Kernenergie-Politik” über die Inbetriebnahme der Schnellbrüter-Prototypanlage SNR 300 in Kalkar. 27. 9. 1982.

共同審議の形で委託された[4]。翌日，ヘルムート・シュミットに対する建設的不信任投票が行われ，採決ではCDUのコールがFDPの賛成も得て，新首相に選ばれ，政権が交代した（Altenburg 2010：263-264）。

連邦議会は1982年12月3日，特別調査委員会の多数派勧告と，それを承認した研究技術委員会の決議勧告（12月1日）に基づいて，1978年12月14日の高速増殖炉運転開始保留決議の撤廃を可決した。運転開始保留の維持を求めるSPD会派の動議（1982年11月24日）は否決された[5]。しかし運転開始の最終決定は依然としてノルトライン・ヴェストファーレン州に委ねられていた（Altenburg 2010：265-266）。特別調査委員会の最後の会議は，コール新首相への信任投票直前の12月13日に行われた。

特別調査委員会は結局，「現状報告書」[6]のみを提出した。これには議会の次期第10選出期間に特別調査委員会を再設置することを求める少数派の提案を除けば，勧告は何も含まれていなかった。少数派に与したのはSPDの3人の議員と，SPD推薦の専門家のうちヘーフェレを除く4名だった。多数派は特別調査委員会の再設置を多数の選択肢の中の1つと見なした。1983年3月の連邦議会選挙に伴い，第二次特別調査委員会は自然消滅した。他の作業領域について作成された鑑定書は，アルトナーやマイヤー＝アビッヒによって別の形で刊行された（Altenburg 2010：261-262）。

それでも特別調査委員会の影響はその後の政治過程にも見ることができる。連邦議会選挙後の1983年6月15日，連邦議会の全会派は，特別調査委員会の「現状報告書」（つまり増殖炉勧告ではない）を常任委員会に付託すべきという動議を提出した。主管の研究技術委員会では，CDU/CSU会派がSNR 300の速やかな完成を求め，運転開始の実現によって特別調査委員会の任務が終了するという立場をとった。これに対し，SPDは特別調査委員会の作業の延長を主張したほか，国民経済上の試算のような未解決の問題について連邦政府が研究を立ち上げることを主張した。また緑の党は特別調査委員会の再設置を要求した。「現状報告書」に関する研究技術委員会の決議勧告（1985年5月24日）は同年11月7日，連邦議会で他の7つのエネルギー政策上の動議とともに討議された（Altenburg 2010：267-268）。1985年に増殖炉は完成したが，SPDを与党とするノルトライン・ヴェストファーレン州政府は，連邦政府の意向に反して運転開始を拒否し続けた。

Ⅱ．コール保守政権下の紛争と交渉の試み（1983年〜1997年）

1．原子力問題の政治的文脈の大変動とヴァッカースドルフ闘争

1982年末から，原子力問題の政治的文脈は大きく変化する。第一に，FDPがSPDとの連邦レベルの連立を解消し，1982年10月，CDU/CSUとの連立政権へと鞍替えした。FDP内の原子力論争は終焉し，連邦与党内では推進の合意が確立した。第二に，緑の党が1983年3月の連邦議会選挙で初めて連邦議会に進出した。第三に，野党転落後のSPDが，原子力への批判姿勢を強めた。第四に，労組が原子力施設の労働現場の問題に向き合うようになった。契機はユンクの『原子力帝国』（1977）が，フランスのラアーグ再処理工場での劣悪な放射線管理や環境汚染，被曝労働を押しつけられる派遣労働者の不十分な保護，原子力施設の武装警備や

4）本会議や委員会での審議内容や議員の発言については，中間報告書も再録している（Zur Sache 2/83参照）。

5）ただしSPD会派は運転開始を拒否する特別調査委員会少数派の勧告には与したのではない。しかし野党転落後のSPDは，ドルトムントでの1982年の選挙党大会から原子力問題での転換を始め，高速増殖炉がその最初の焦点となった。

6）BT-Drs. 9/2438，Bericht der Enquete-Kommission “Zukünftige Kernenergie-Politik” über den Stand der Arbeit，24. 3. 1983.

労働者の身元調査の厳格化という実態に光を当てたことである。

さらに1986年4月26日には，チェルノブイリ原発事故が発生する。翌月，ハンブルクでのDGBの大会は「できるだけ早期の」脱原発を要求する動議を採択した。その際，最大労組の金属産業労組（IGM）が脱原子力へ転換したことが大きかった。DGBの転換に続いて，8月のニュルンベルクでのSPD連邦党大会は，10年以内の脱原子力を要求するハウフ委員会報告書を圧倒的多数で採択した。

ただし鉱山エネルギー産業労組（IGBE）は，電力用石炭補助税の維持を図るため，原子力産業と妥協した。また化学製紙窯業産業労組（IGCPK）は脱原子力（Ausstieg）ではなく原子力からの「乗り換え」（Umstieg）を唱え，回帰の選択肢を残そうとした。IGCPKは1988年9月8日にカールスルーエで開いた組合大会において，「現在利用可能なエネルギー源全てを含め，長期的に安定したエネルギー供給を確保するための解決策を議論する」ため，「産業界，労組，州や自治体の代表が参加するエネルギー円卓会議（Energierunde）」の招集を要求する執行部動議を採択していた。このほか第二の大労組，公務運輸労組（ÖTV）は医療・福祉従事者やゴミ収集人，消防士，発電所労働者など多様な職業集団を抱えていたが，脱原発派が優勢になっていた。ÖTV中央執行部の設置した委員会の報告書（1987年7月公表）は，脱原子力の前提として，今世紀中のエネルギー供給の基本条件を政党党首や州首相，労組や経済界のトップの合意によって決めること，連邦議会と連邦参議院の「幅広い多数派」の同意を要求した（Mohr 2001）。

1980年代に最も紛糾したのは，バイエルン州ヴァッカースドルフへの再処理工場建設計画である。予定地は州やバイエルン電力（BAG）（連邦と州が出資）が所有しており，州の政治はCSUの一党優位だった。初代連邦原子力相だったフランツ・ヨーゼフ・シュトラウス州首相は，再処理工場の建設を強力に推進した。BAGも出資するドイツ再処理会社DWKは1985年2月，正式に建設を決定した。9月，州環境省が原子力法に基づく第一次部分認可と即時執行命令を出し，行政裁判所は12月，予備工事への着手を認めた。

炭鉱や鉄工所の閉鎖で経済が停滞するヴァッカースドルフ村は建設を歓迎したが，周辺自治体で強い反対運動が起きた。最初の聴聞会（1984年2月）では約5万2000人分の異議が申立てられた。1年後の1985年2月には隣町のシュヴァンドルフで3万人デモ，10月にはミュンヒェンで5万人デモが行われ，全国的な反原発グループも支援に入った。また敷地占拠が1984年夏，1985年8月，10月，12月に試みられるが警察に排除される。1986年3月末の約8万人のデモでは「外部」からの若いデモ隊に若干の地元民が加わり，警察と衝突した。チェルノブイリ原発事故後は1万5000人が現地でデモを行い，5月にはデモ隊の一部が警察と衝突して数千人が負傷し，警察はヘリコプターからガス弾を投下して論議を呼んだ。警察は反テロ法を含む法律を総動員して反対運動の抑え込みにかかった。それでも6月と1987年10月のデモには各3万人が参加した。

1987年4月，バイエルン行政裁判所は予備工事の差し止めは認めなかったものの，第一次部分設置認可を無効と判断し，翌年1月末には地下水汚染対策の不備を理由に1985年2月に許可された土地利用計画を無効と判断した。しかし個別部分の工事は続いた。

DWKが1988年1月，第二期部分の認可を申請すると，国境を接するオーストリアから41万人，ドイツ国内で47万人，合計88万1,000人の反対署名が集まり，州政府に提出された。その聴聞会は7月から8月にかけて23日間審議されたが，州政府の判断に変化はなかった。バイエルン行政裁判所と最終審の連邦行政裁判所は工事差し止めの申し立てを却下したが，連邦裁判所は第一次設置許可の合法性の再検討に

ついては差し戻した。

2．エネルギー・コンセンサス会議

1988年10月，バイエルン州首相シュトラウスが死去した。半年後の1989年4月，VEBA社長ベニヒゼン＝フェルダー（Rudolf von Bennigsen-Foerder）はヴァッカースドルフ再処理工場の建設中止を表明した。彼はシュピーゲル誌[7]のインタビューで，この決定を次のように正当化した。「我々は，熱くなった西ドイツの原子力論争を緩和する機会を持っている。ヴァッカースドルフは求心力のあるシンボルになってしまった。再処理を他所で行う可能性を利用すれば，政治的緊張を減らすことができ，望むらくは原子力と石炭のエネルギー・コンセンサスを再び生み出すことができる」。

計画中止のきっかけは，VEBA社に対するフランス核燃料公社コジェマの提案だった。これはラアーグでの再処理が長期間にわたってドイツ全土の再処理必要量をカバーできるというものだった（Mez and Osnowski 1996：68）。こうして6月に契約が結ばれる。後にRWEとバイエルン電力も同様の契約を英国核燃料会社（BNFL）と結んだ。

前後してドイツの原子力産業の見通しは決定的に悪化していた。KWUは1987年10月，独立の株式会社ではなくなり，ジーメンスのKWU企業領域に格下げされた。1989年1月，ネッカーヴェストハイム原発がドイツ最後の新設原発として運転開始を迎えた。ハム・ユントロップの高温炉も1988年に閉鎖された。さらに1991年3月，連邦研究相リーゼンフーバー（Heinz Riesenhuber）はカルカー高速増殖炉の放棄を宣言した。また1988年から1991年にかけ，シュレースヴィヒ・ホルシュタイン，西ベルリン，ニーダーザクセン，ヘッセン，ラインラント・プファルツの各州で，明確に脱原子力を掲げるSPD主導の州政権が発足し，原子力法上の安全規制を厳格に適用した。

1990年夏に赤緑の州政府がニーダーザクセンで誕生した後，VEBA社長クラウス・ピルツ（Klaus Piltz）は州首相ゲアハルト・シュレーダーとの非公式会合を開始した。1992年に定例化した両者の協議は，化学産業労組IGCPKの議長ラッペが仲介した。協議の過程で『ラッペ・ペーパー』と呼ばれる文書が作成され，最終的に連邦首相に提出された。この文書には，後述のVEBAとRWEから連邦首相に宛てた書簡の要点が含まれていた（Mohr 2001：353）。

一方，1991年12月19日の連邦政府エネルギー計画には，第10項目（Teilziffer 10）が追加されていた。これはエネルギー業界からの働きかけを受け，連邦経済相メレマンが，他の連邦閣僚やSPDの指導者たちとの調整の上で提案したものだった（Stadt Frankfurt 1993：217）。そこには以下のように規定されていた。

「10. 将来のエネルギー政策にとって超党派のコンセンサス，市民・消費者による受容，経済界の協力，エネルギー法と計画法に基づく重要な機能を持つ州や自治体からの幅広い支持が，決定的に重要である。（中略）従って連邦政府は，エネルギー分野における責任主体を新たな共同作業に参加してもらうよう努力する。そのような共同作業は，エネルギー政策上の効果的な行動の可能な選択肢を超党派で追求することを通じて，経済界にとっての投資の安定性と市民や消費者からの信頼につながる。／連邦経済相は，連邦環境自然保護原子炉安全相と共同で，コンセンサスの可能性を協働で解明するための独立のスタッフで構成する委員会を招集する予定である。（中略）連邦政府はそれによって，委員会とともにあらゆる選択肢を検討し，コンセンサス可能なエネルギー政策についての委員会の勧告を連邦政府の意思決定過程に盛り込むための機会を見ている。（中略）委員会は1992年初めに作業を開始する予定であ

7）“Es lag jenseits unserer Vorstellungskraft” Der Spiegel 16/17. 4. 1989：28-31.

る」(Stadt Frankfurt 1993：19-20)。

連邦政府はユーバーホルストを議長とする独立委員会を目指したが，必要な財源を連邦議会の予算委員会で確保できなかったため，設置できなかった。しかし連邦議会特別調査委員会がモデルになっていたことは明らかだった。

また連邦首相コールは1992年10月2日，エネルギー業界に対し，原子力に関する超党派の合意の可能性を検討するため，政党の代表者との対話を行うよう提案した。これを受け，VEBAのピルツとRWEのギースケ（Friedhelm Gieske）は，11月23日付でコールに書簡を送った。その中で彼らは，既存の「発電所の秩序ある利用の完結」や，「核技術の一層の発展に基づいて原子力を将来の長期的なエネルギーの選択肢の一つとして残すこと」を前提に，「脱原子力」への合意が可能との印象を受けたと指摘し，「連邦と州の政権を担当する政党の代表者をこの会合に招聘」することを首相に求めた。2人はこの書簡を12月5日に公表し，以下のような提案を行った（Stadt Frankfurt 1993：209，217-218)。

①原発1基の計画的利用完結の前にベースロード用発電所一基を新設すること。②原発の残存運転期間の定義を行うこと。③英仏との再処理を契約に従って終結させること。④直接最終処分を廃棄物処理方法として認知すること。④既存および将来発生するプルトニウムをMOX燃料に加工すること。⑤低レベル放射性廃棄物に対して（旧東ドイツの）モアスレーベン最終処分場を再稼働すること。高レベル放射性廃棄物に対しては，場合によっては国際的に代替候補地が確保された場合に限って，ゴアレーベンの計画を終了すること。

これに対し，バイエルン電力のホルツァー（Jochen Holzer）社長はVEBAとRWEの「単独行動」を批判した。背景には，電力会社の収益構造の違いが指摘される。VEBAやRWEは売り上げに占める電力の比率や，石炭火発に対する原子力の比率が比較的低かったのに対し，バイエルン電力は逆の構造になっていた（Stadt Frankfurt 1993：218，226)。

1992年12月，著名な環境団体であるBUND，グリーンピース，エコ研究所，および幾つかの反原発団体は，エネルギー・コンセンサス会議への参加を求めた。1993年2月，新しい連邦経済相レックスロート（Günter Rexrodt）と連邦環境相クラウス・テプファー（Klaus Töpfer)，シュレーダー，およびヘッセン州環境相ヨシュカ・フィッシャー(Joschka Fischer)（緑の党）の4人の政治家はコンセンサス会議を3月から行い，年末までに完了することや，会議の構成について合意した（Stadt Frankfurt 1993：222)。

しかしコンセンサス会議の行方には懐疑的な見方が最初から強かった。会議を取り仕切るテプファー連邦環境相は2月，ヘッセン州環境相フィッシャーに対し，ハーナウのジーメンスMOX燃料工場の新施設の建設工事を認可するよう指令した。テプファーは3月のCDUとCSUの会派間会合でも，同会派の目的が，原発新設の認可の可能性を生み出すことだと定義した。同じ3月，KWUの経営委員ヒュトル（Adolf Hüttl）はドイツ全国産業連盟（BDI）の原子力部会長として，「より安全な」原発の新設が必要だと主張した。また環境団体ロビン・ウッドは，会議に参加する環境3団体が，アリバイ的に参加を認められたと見ていた。ある反原発団体は2月26日に発表した声明の中で「おそらくは既存の表面化した利害対立を専門家間の『論争』に矮小化し，社会的な破壊力を奪い去ろうとするのが目的だろう」と批判した（Stadt Frankfurt 1993：211-215，221，224-225)。それでも1993年3月20日，政党代表者で構成する「エネルギー・コンセンサス交渉団」と利益団体で構成する「諮問機関」からなる「エネルギー・コンセンサス部会」がボンで開始された。参加者は以下の通りである。

まず「交渉団」である。連邦与党は，CDUがエネルギー政策代表者であるゼージング

（Heinz Seesing），ザクセン州経済相ショマー（Kajo Shommer），および連邦環境相テプファーの3名，CSUはエネルギー政策代表者ファルトハウザー（Kurt Falthauser）とバイエルン州環境相ガウヴァイラー（Peter Gauweiler）の2名，FDPはエネルギー政策代表者ベックマン（Klaus Beckmann）と連邦経済相レックスロートの2名だった。連邦野党はSPDがノルトライン・ヴェストファーレン州官房長官クレメント（Wolfgang Clement），ヘッセン州首相アイヒェル（Hans Eichel），エネルギー政策代表者ユング（Volker Jung），環境政策代表者ミュラー（Michael Müller），バーデン・ヴュルテンベルク州環境相ハラルド・B・シェーファー（第二次特別調査委員会議長），およびニーダーザクセン州首相シュレーダーを出した。緑の党はフィッシャーのほか，党執行部員（Beisitzerin）のブロトニッツ（Undine von Blottnitz）を出した。

次に利益団体の構成である。まず産業界は，ドイツ全国産業連盟（BDI）のエネルギー委員長ヘレウス（Jürgen Heraeus），BDI原子力部会長・KWU経営委員ヒュトル，および中小企業や公共機関を会員とするエネルギー購入者（Energieabnehmer）連盟代表ローレンツ（Steffen Lorenz）の3人。電力業界は，ドイツ電気事業連合会（VDEW）の経営評議員（Vorstandsrat）でRWEエネルギー社長クーント（Dietmar Kuhnt），VDEW議長でシュトゥットガルト市技術事業（TWS）公社の経営委員マーゲル（Horst Magerl），およびVDEW「原子力」専門委員会の代理人でEVS社経営委員のシュテーブラー（Karl Stäbler）の3人だった。これに対し労組は，IGBE議長ベルガー（Hans Berger），DGB連邦執行部員ゴイエニッヒ（Michael Geuenich），およびÖTV議長ヴルフ＝マティース（Monika Wulf-Mathies）の3人で，SPDエネルギー委員会にも属していた（Mohr 2001：354）。また環境団体は，核戦争に反対する国際医師の会（IPPNW）執行部員ドーメン（Arndt Dohmen），グリーンピースの原子力問題コーディネーター，ライング（Heinz Laing），およびBUNDの連邦事務局長ポッピンガ（Onno Poppinga）の3人だった。

しかし開始から間もなく，参加者間に歩み寄りの意思がないことが明らかとなる。1993年4月12日，会議の主導者ピルツがアルプスの雪崩に巻き込まれて亡くなったことも痛手となった。5月27日にCDU/CSUの連邦議会会派は，交渉代表者が作成したポジション・ペーパーを全員一致で承認したが，これは原子力を「不可欠」と位置づけ，ゴアレーベン，モアスレーベン，およびコンラートの最終処分場の政治的妨害なき推進を謳っていた。これは野党の強い反発を招く。1993年6月30日の会合の際，緑の党のフィッシャーは離脱を表明し，与党が原発の40年間の維持に関する合意のみを望んでおり，また石炭補助金を会合の議題にしてSPDに脱原子力路線の撤回を促したことを批判した。対照的にレックスロート経済相は，ジーメンスとフラマトムが開発中の新世代原子炉の建設推進を主張した（Stadt Frankfurt 1993：229-230）。

SPDの交渉団長としてシュレーダーは1993年10月，CDUの交渉団長やテプファーとの交渉の末，譲歩し，2005年までに「高耐久性原子炉」を建設することに同意したが，SPDの幹部会から却下され，コンセンサス会議は決裂した（Mohr 2001：357）。SPDは1993年11月23日のヴィースバーデンでの党大会で，脱原子力の立場を再確認した。

それでも電力業界の要求を受け，エネルギー関係法規の一括改正案が連邦与党の賛成多数で成立した（1994年5月）。それには石炭補助の継続や，再生可能エネルギー発電の買い取り価格の引き上げのほか，使用済み核燃料の直接最終処分も再処理と同格の選択肢に加える原子力法改正が含まれる（Mez 1997：444）。ただし連邦憲法裁判所は1994年12月，電気料金に転

嫁される石炭補助税を違憲と判断した。上記の法改正により，直接最終処分が目的なら，中間貯蔵も核廃棄物処理能力の証拠と認められたため，ゴアレーベンへの中間貯蔵施設への使用済核燃料の搬入が強行される見通しになった。これを阻止しようとする抗議行動が1994年7月から活発化する。11月，リューネブルク行政裁判所が搬入認可の即時執行命令を無効と判断，輸送が中止されるが，上級審に覆される。

1994年の連邦議会選挙で再任が決まった連邦首相コールは，11月23日の所信表明演説で，エネルギー・コンセンサス会議を再開する意向を宣言し，新任の環境相アンゲラ・メルケルに采配を委ねた。しかし1995年3月に開始された会議には環境団体や労組ばかりか，電力業界の代表も参加せず，6月までに決裂した（Mez and Osnowski 1996：179）。

1995年4月，使用済核燃料容器（Castor）の最初の搬入が強行される[8]。2回目の搬入は1996年5月に行われ，輸送当日には6,000人の反対派が妨害し，警察と連邦国境警備隊の9,000人が放水車と警棒を使って輸送を通した。1997年3月，3度目の輸送では座り込みに約9,000人が参加した。これ以後，核輸送反対運動はドイツの反原発運動の中核を占め，福島第一原発事故後まで動員力を維持する（Kolb 1997）。こうした動員力は，1998年秋の連邦議会選挙後に誕生するSPDと緑の党の「赤緑」連立政権に対しても，脱原子力政策の実現を迫る圧力として機能したのである。

8）CASTORとはcask for storage and transport of radioactive materialという英語の頭文字で，Gesellschaft für Nuklear-Service（GNS）社の登録商標でもあるが，ドイツでは使用済核燃料の輸送・貯蔵容器を指す用語として一般化している。日本ではキャスクと呼ばれるものに相当し，さらにその中に高レベル核廃棄物のステンレス容器（キャニスター）が収容される。

Ⅲ．脱原子力の条件交渉（1998年～2011年）

1998年秋の連邦議会選挙の結果，SPDと緑の党の連立政権が発足した。連立協定に従い，1999年1月に脱原子力交渉が開始された。しかし完全非公開で行われ，参加者は政府と電力会社に限られため，交渉は電力業界に有利に展開した。シュレーダーは2000年6月14日，電力会社と脱原子力政策の協定を締結した（Rüdig 2000，58-67）。合意に基づいて2002年に発効した脱原発法により，当時19基あった原子炉は，平均32年の運転期間と設定され，2022年までに順次閉鎖されることになった。英仏との使用済核燃料の再処理契約は，2005年6月末に終了することになった。

2005年9月の連邦議会選挙後，メルケルを首相とする二大政党の大連立政権が誕生したが，原子力をめぐる不一致から，前政権の脱原発政策が維持された。

しかし2009年9月の連邦議会選挙後，首相はメルケルが留任する形でCDU/CSUとFDPの「黒黄」連立政権が成立した。2010年10月，原発の運転期間延長を認める連邦政府の法案が，SPD，緑の党，左翼党の反対を押し切って連邦議会で可決された。州の権限にかかわる連邦の立法は，州政府の代表機関である連邦参議院の同意を通常必要とするが，連邦政府は同法案にこの手続きが不要との立場を押し通した。これを不服として，2011年2月にはSPD主導の5州が連邦憲法裁判所に提訴し，SPDと緑の党の214人の連邦議会議員もこれに続いた。原発運転期間延長法案は反原発運動の動員に火をつけ，2010年9月18日のベルリンでのデモには5万人以上が参加し，またフランスからの核廃棄物輸送に反対する11月6日の抗議デモには2万人が参加した（本田 2011）。

2011年3月，福島第一原発事故が発生すると，メルケル首相は3月15日，原発の運転期間延長を凍結したほか，すでに事故続きで停止していた1基を含む8基の旧い原発の運転を当

面停止する方針を発表した。しかし3月20日，旧東独地域の1州で，また27日には旧西独地域の2州で州議会選挙が行われ，いずれも緑の党が票を伸ばした。後の2州ではSPDと緑の党の連立政権が誕生し，特にバーデン・ヴュルテンベルク州では緑の党が初めて州首相ポストを獲得した。抗議運動も事故に即座に反応し，3月14日には全国での集会に11万人，3月26日にはドイツ史上最大の25万人が全国のデモに参加した。4月25日の復活祭休日デモには12万人，5月28日の全国デモには16万人が参加した。

こうした状況を受け，メルケル首相は，脱原子力を加速する政策を検討するため，元連邦環境相・元国連環境計画事務局長のテプファー（CDU）とドイツ学術振興会会長のクライナー（Matthias Kleiner）を共同委員長とする「安全な電力供給の倫理的側面に関する委員会」の設置を決めた。倫理委員会は，6月15日までに原発17基の安全性を新しい基準に従って審査する原子炉安全委員会（RSK）の作業を補完するとされていた。4月4日，倫理委員会の初会合はベルリンの連邦首相府で行われた。

17名の委員会は以下のように構成されていた。科学界（社会学者ウルリヒ・ベックとO・レン，微生物学者J・ヘッカー，森林土壌学学者R・ヒュトルのほか，倫理学者W・リュッベ，消費者政策学者L・ライシュ，環境政治学者ミランダ・シュラーズの3名の女性科学者）や財界（化学大手BASF議長J・ハンブレヒト），教会（カトリックのR・マルクス枢機卿とバーデン福音派州教会監督のU・フィッシャー），鉱山化学エネルギー労組（IGBCE）議長M・ヴァシリアディス，元政治家（FDPの元連邦環境自然保護原子力安全省政務次官W・ヒルヒェ，SPDの元連邦研究技術相・元フランクフルト市長V・ハウフ，SPDの元ハンブルク市長・連邦教育相K・フォン・ドーナニー，CSUの元バイエルン州議会議長でドイツ・カトリック中央委員会議長のA・グリュック）だった。

ハインリヒ・ベル財団代表で緑の党のフュックス（Ralf Fücks）は3月28日，不参加声明を出した。州議会選挙が脱原発の加速への有権者の支持を示しているので委員会は余分であり，また環境団体や反原発運動が不参加では合意が実現できないと主張した[9]。一方，連邦与党会派の原子力推進派は，原子力を専門とする与党政治家が代表されていないと批判し，与党各会派長の主導で原子力の将来に関する与党の部会の設置を決めた[10]。

4月19日から21日にかけては非公開会議がベルリン近郊の城で行われた[11]。さらに4月28日に倫理委員会は，テレビとインターネットで中継された公聴会を11時間にわたってベルリンで開き，28人の専門家や団体代表が出席した。この中にはエコ研究所やグリーンピース，BUND，ドイツ自然保護連盟（NABU），世界自然保護連盟（WWF）のメンバーや，緑の党のフライブルク市長ザロモン（Dieter Salomonn）も含まれていた。このほかはアルミ産業や再生可能エネルギー業界，BDEW（エネルギー・水道業界全国連盟），電力大手EOnなどの企業・業界関係者，経済研究所の専門家などだった。

2011年5月13〜15日，および5月末の非公開会議を経て，倫理委員会は5月30日付けの最終報告書を発表した。2021年までの完全な脱原発や，高レベル核廃棄物を取り出し可能な状態で貯蔵することなどを提言している。

9）http://www.boell.de/presse/presse-stellungnahme-ralf-fuecks-atomkommission-11612.html.

10）“Debatte um Atomausstieg Union und FDP setzen eigene Arbeitsgruppe zur Energiewende ein”. Financial Times Deutschland, 4.4.2011.

11）http://www.bundesregierung.de/nn_1264/Content/DE/Artikel/2011/04/2011-04-21-ethikkommission-klausurtagung.html.

メルケル政権はこれを受け，原発立地州の政府との協議を行った上で，6月6日にエネルギー転換政策を閣議決定した。停止中の8基の原発を即時閉鎖し，残る9基は2015～2022年にかけて5段階で閉鎖する。核廃棄物の処分場はゴアレーベンのほかにも候補地を探すなどの内容である。上記の内容を含む諸法案は6月30日に連邦議会で，左翼党を除く全政党の議員の賛成で可決された（本田 2011）。これに伴い，原子力をめぐる長年の対立が解消され，脱原子力の政党間合意が確立したことになる。

おわりに

これまで原子力をめぐって6つの主要な政策対話の事例を見てきた。まず数年間に及んだ原子力「市民対話」は，ヴィール敷地占拠後の反原発運動の拡大に当惑する連邦政府が，市民社会への啓発を目的に試みたものだった。これはオーストリア政府の同種の試みにならったものであると同時に，当時はまだ原子力利用の経済効果を確信しながらも市民の政治参加を奨励したSPDの理念に基づいていた。

その後，原発立地紛争が激化し，裁判所の決定が相次ぐ建設工事中断をもたらす中，核廃棄物の処理能力の確保が原発建設・運転の認可の条件として義務付けられる。その結果，再処理工場などを集中立地する総合処理センター計画が原子力政策の焦点となる。そこでCDUの州首相が設置したのが，ゴアレーベン国際評価会議だった。これによって州政府は，再処理工場をめぐる紛争を州の政治から一旦切り離し，半年以上の時間を稼ぎ，専門家の権威を借りて，SPD主導の連邦政府に原子力政策の責任を返上することに成功した。

SPD·FDPの連邦政府はまた，カルカーの高速増殖炉の工事続行をめぐり，同じ連立の組み合わせの州政府の消極姿勢や，与党内反対派の台頭に直面した。そこで連邦議会において，少なくとも連邦与党会派内に新たな合意を構築する必要が生じた。このため設置されたのが「将来の原子力政策」第一次特別調査委員会である。これは他の政策対話の事例と異なり，特設の場ではあっても連邦議会運営規則に基づく正式な機関だった。第一次委員会は，SPD議員の主導で約1年間，対抗専門家も交えて原子力政策全般に関して幅広い議論を行い，原発増設と脱原発の両ケースを含む4つのエネルギー・シナリオを実行可能なものと認定し，省エネルギーの強化を勧告した。これに対し，第二次特別調査委員会は，本来政治家が決定すべき高速増殖炉の運転開始の是非の判断をまかされたため，原子力推進・反対の立場に沿って意見が割れた両派の専門家間に資源の格差があったことも，議論が紛糾する要因となった。

またエネルギー・コンセンサス会議は，再処理工場や高速増殖炉の建設の放棄や新規原発建設の終了という情勢を踏まえた利害関係者（連邦，州，与野党，財界，電力会社，労組，環境団体）によるコーポラティズム的な交渉の枠組みだった。しかし，それゆえに利害対立を克服できずに終わった。脱原子力を決定づける交渉は，赤緑政権の誕生を待つしかなかった。

福島原発事故後，メルケル保守政権は「安全な電力供給に関する倫理委員会」を立ち上げ，脱原子力政策の決着を図ることになる。これは逆に，利害関係者を排除した専門家の討議の場であり，二カ月に満たない審議期間から，政策の正統化機能が期待されていたと言える。

以上のような長年にわたる政治過程を通じて，政策対話が積み重ねられ，脱原子力政策の幅広い合意につながったのである。ただしそれは，最初から二項対立を避けて落としどころを探るような甘いものではなく，抗議行動と警察との衝突や政治エリートの分裂を経た上での合意形成の積み重ねだった。

参考文献

Abelshauser, Werner［2009］*Nach dem Wirtschaftswunder. Der Gewerkschafter, Politiker und Unternehmer Hans Matthäfer*, Bonn: Dietz.

Altenburg, Cornelia［2010］*Kernenergie und Politikberatung. Die Vermessung einer Kontroverse*, Wiesbaden: VS Verlag.

Bossel, Hartmut, Florentin Krause, and Karl Friedrich Müller-Reissmann［1980］*Energiewende. Wachstum und Wohlstand ohne Erdöl und Uran. Ein Alternativ-Bericht des Öko-Instituts*, Frankfurt am Main: S. Fischer.

Flam, Helena, ed.［1994］*States and Anti-Nuclear Movements*, Edinburgh: Edinburgh University Press.

Hatzfeldt, Hermann, Helmut Hirsch, and Roland Kollert［1988］*Der Gorleben-Report. Ungewissheit und Gefahren der nuklearen Entsorgung*, Frankfurt a. M.: Fischer-Taschenbuch-Verlag.

Kolb, Felix［1997］"Der Castor-Konflikt. Das Comeback der Anti-AKW-Bewegung", *Forschungsjournal Neue soziale Bewegungen*, Vol. 10, No. 3, 16－29.

_____［2007］*Protest and Opportunities. The Political Outcomes of Social Movements*, Frankfurt am Main: Campus.

Matthäfer, Hans［1977］*Interviews und Gespräche zur Kernenergie*（2.Auflage）, Heidelberg und Karlsruhe: C. F. Müller.

Mohr, Markus［2001］*Die Gewerkschaften und der Atomkonflikt*, Münster: Westfälisches Dampfboot.

Mez, Lutz［1997］"Energiekonsens in Deutschland? Eine politikwissenschaftliche Analyse der Konsensgespräch. Voraussetzungen, Vorgeschichte, Verlauf und Nachgeplänkel", in Hans Günter Brauch（ed.）, *Energiepolitik*, Berlin and Heidelberg: Springer.

Mez, Lutz and Rainer Osnowski［1996］*RWE. Ein Riese mit Ausstrahlung*, Köln: Kiepenheuer & Witsch.

Nelkin, Drothy and Michael Pollak［1981］*The Atom Besieged. Extraparliamentary Dissent in France and Germany*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.

Rüdig, Wolfgang［1990］*Anti-Nuclear Movements. A World Survey of Opposition to Nuclear Energy*, Harlow, Essex: Longman.

_____［2000］"Phasing Out Nuclear Energy in Germany", *German Politics*, Vol. 9, No. 3, 43－80.

Stadt Frankfurt a.M., Umweltdezernat, Tom Koenigs, and Roland Schaeffer, eds.［1993］*Energiekonsens. Der Streit um die zukunftige Energiepolitik. Gesellschaftliche Verständigung: Aufgaben und Lösungsmöglichkeiten. Symposium Energiepolitische Verständigungsaufgaben des Umwelt Forum Frankfurt a. M. am 26. Februar 1993*, München : Raben-Verlag.

Zur Sache 1/80［1980］*Zukünftige Kernenergie-Politik. Kriterien-Möglichkeiten-Empfehlungen. Bericht der Enquete-Kommission des Bundestages*, 2 Bande, Druekhaus, Bayreuth.

Zur Sache 2/83［1983］*Der "Schnelle Brüter" in Kalkar. Beschluss des Bundestages zur Inbetriebnahme. Bericht und Empfehlung der Enquete-Kommission "Zukünftige Kernenergie-Politik. Stellungnahme des Ausschusses für Forschung und Technologie. Aussprachen und Beschluss des Plenums,* Bonn: Deutscher Bundestag Presse- und Informationsdienst.

本田宏［2012］「ドイツの原子力政策の展開と隘路」若尾祐司・本田宏編『反核から反原発へ―ドイツとヨーロッパ諸国の選択―』昭和堂。

―――［2011］「ドイツの脱原発をめぐる政治過程」『生活経済政策』（生活経済政策研究所）175 号。

―――［2001］「原子力をめぐるドイツの紛争的政治過程（2）－反原発運動の全国化（1975－77）－」『北海学園大学法学研究』36 巻 3 号。

ユンク，ロベルト［1989］『原子力帝国』社会思想社・現代教養文庫（原著 1977 年）。

安全なエネルギー供給に関する倫理委員会著；吉田文和，ミランダ・シュラーズ編訳［2013］『ドイツ脱原発倫理委員会報告―社会共同によるエネルギーシフトの道すじ』大月書店。